

# 平成三十年 厄除地蔵尊大祭 露店等出店者 募集要項

厄除地蔵尊大祭 奉賛会

平成三十年 厄除地蔵尊大祭における 露店等の出店者を募集いたします。

開催日時: 平成30年 2月13日(火)正午(12時)～14日(水)13時

(設営・準備 13日10時より 片付け撤去 14日13時より14時まで)

開催場所: 山梨県甲府市 湯村温泉通り

出店料:

テント無しの場合: ¥17,500-(間口 約3.6m)

テント付の場合: ¥30,000-(間口 約3.6m)

## 募集要項

### ●応募資格

物品または飲食品の販売を目的とし、厄除地蔵尊大祭の伝統を順守する事業者であることとさせていただきます。また、山梨県暴力団排除条例に基づき、暴力団構成員、暴力団準構成員、並びに暴力団構成員、暴力団準構成員でなくなった日から5年を経過しない者が運営、もしくは販売者として従事させる事業者の応募は受け付けられません。

※出店権利の譲渡、名義貸しは禁止といたします。これらの事実があった場合は、直ちに退去していただき、次年度以降10年間の出店は認められません。

※応募のため提出された個人情報につきましては、上記事項確認のため、甲府警察署などの関係機関へ提出させていただきます。

### ●提出書類

- |                |                           |
|----------------|---------------------------|
| ① 申込用紙         | 1通                        |
| 申込用紙(複数出店用)    | (複数区画申込む場合、または お手伝いがある場合) |
| ② 免許証等のコピー     | 1通                        |
| ③ 誓約書          | 1通(出店区画ごとに1通)             |
| ④ 提供食品の概要書     | 1通(現場で調理する飲食品を販売する方のみ)    |
| ⑤ 出店の平面図       | 1通(現場で調理する飲食品を販売する方のみ)    |
| ⑥ 搬入車両の車検書のコピー | 1通(複数車両がある場合は各々1通)        |

### ●諸注意

#### ① 備品・設備等について

出店に必要な備品等は、出店者が原則として用意・設置するものといたします。

電気は、各区画毎に**200W**まで奉賛会において用意いたしますので、発電機の使用は原則禁止といたします。

#### ② 申込の保留・キャンセルについて

出店内容が大祭の趣旨にそぐわない場合、主催者はその受付を保留・拒否することがあります。

出店料のお支払いがない場合、主催者はその申込みを取り消すことがあります。

出店申込みの取消・解約は原則として出来ません。万一、申込者の都合により1ヵ月前(1月13日)以降に取消・解

約する場合はキャンセル料を頂きます。

### ③ 出店の決定及び出店場所の割り当て

出店が多数の場合、出店申込書をもとに、奉賛会が出店内容等を選考して決定します。なお、選考にあたり出店内容等に関する照会等を求める場合があります。

### ④ 出店の実施に関連して

#### ■ 期間及び常駐義務

出店者は、夜間、ならびに奉賛会が認めた場合を除き、開催期間及び開催時間(13日午前12時～14日午後1時まで)の間、出店ブース内に常駐するものとします。

#### ■ 出店料等の請求

出店者ごとの出店料等(道路使用許可申請料など)を確定した後、指定期日までに納付してください。

#### ■ ストックススペース・ごみの処理

会場には、ストックススペースがありませんので、商品等はすべて出店者で保管・管理を行うものとします。

また、テント内のごみ等は、大祭終了後、奉賛会で一括収集いたします。

#### ■ 各ブース・テントについて

テントを自前で用意ください。ただし、**事前の出店場所**への運搬は奉賛会の**指示**に従ってお願いします。

なお、自前でのご用意が困難な場合、奉賛会においても貸出しする予定です(価格 ¥12,500-/1 張)。

#### ■ テント等の管理

奉賛会は、参道内の管理・保全について、警備員を配置するなど事故防止に努めますが、テント内の警備等を行わないので、貴重品等は出店者の責任により管理するものとします。

#### ■ 出店許可の取消

イ) 奉賛会は、出店者が本規定に違反した場合には、出店許可を取り消します。これによって生じた損害については、奉賛会は一切その責めを負いません。

ロ) 山梨県暴力団排除条例に基づき、露店等の出店許可を得ようとする者が、

- 暴力団構成員
- 暴力団準構成員
- 暴力団構成員、暴力団準構成員でなくなってから5年未満の者
- 暴力団と密接な関係を有する者

であることが発覚した場合は出店許可を取り消します。

ハ) 露店等の出店許可を得ようとする者が、上記ロに該当する者を従業員として使用すると認められる場合は出店許可を取り消します。

ニ) その他、出店規定や奉賛会が定めた注意事項を遵守出来ない場合や、遵守出来ない恐れがある場合は、出店許可を取り消します。

#### ■ 火気取扱について

火気の使用の有無にかかわらず、消火器を設置することとします。(スプレー式消火器は認めません。)

暖房用のストーブなどに給油する場合は、消火したのち給油してください。

調理用のガスコンロ等を使用する場合は、ボンベの有効期限、口金・ゴムホースの劣化に注意してください。

消防署の検査を行い、不備があった場合は、改善するまで営業は禁止といたします。

# 出店にあたっての注意事項

## ■ 火気取扱について

- 火気の使用の有無にかかわらず、**消火器**を設置することとします。  
(スプレー式消火器は認めません。)
- 暖房用のストーブなどに給油する場合は、消火したのち給油してください。
- 調理用のガスコンロ等を使用する場合は、ボンベの有効期限、口金・ゴムホースの劣化に注意してください。
- 消防署の検査を行い、不備があった場合は、改善するまで営業は禁止といたします。

## ■ 暴力団構成員 並びに暴力団準構成員の祭典への立ち入り禁止

山梨県暴力団排除条例に基づき、露店等の準備中、並びに営業中に下記の者の作業並びに立入を禁止します。

これに違反した場合は、出店を取り消し、直ちに営業をやめていただきます。

- 暴力団構成員
- 暴力団準構成員
- 暴力団構成員、暴力団準構成員でなくなってから5年未満の者
- 暴力団と密接な関係を有する者

## ■ 電気について

- 電気は1区画あたり、**200W**までの使用となります。
- 200W以上使用する場合は、100W毎に¥1,000の電気料を徴収します。
- 原則として発電機の使用は禁止します。
- 申込のあった場合は、**2KW**まで供給しますが、それ以上必要な場合は、発電機を使用してください。

## ■ 搬入・搬出について

- 搬入は13日10時より塩澤寺側出展者順に搬入します。
- 13日10時前の搬入は、路上に車両を置いての搬入は認めません。また搬入した機材を歩道、路上に置くことは認めません。
- 湯川橋から南側の出展者は、10時までに富士屋ホテル東側駐車場にて待機して、搬入していただきます。
- 14日は13時から撤収していただきます。搬入車両の進入は13時30分ごろからになります。
- 14日、15時には完全撤収していただきます。